

令和 7 年 度

事 業 計 画 書

社 会 福 祉 法 人

広島市社会福祉事業団

目

次

I	基本方針	1
II	指定管理者として指定を受けている施設	1
1	障害児施設	1
2	障害者施設	1
III	各施設の事業計画	3
1	光町こども療育センター・北部こども療育センター・西部こども療育センター	3
	事業の概要	
ア	療育相談所（室）	3
	（ア）診察・治療	
	（イ）相談支援	
イ	発達障害者支援センター	9
	（ア）利用者等	
	（イ）支援内容	
ウ	児童発達支援センター	10
	（ア）各施設の主な対象児童と定員	
	（イ）支援内容	
	（ウ）利用登録者数の推移	
エ	児童心理治療施設（愛育園）	13
	（ア）主な対象児童と定員	
	（イ）支援内容	
	（ウ）在籍児童数の推移	
オ	地域医療の充実・強化への協力	14
	（ア）発達障害医療機関ネットワーク構築に係る陪席研修の実施医療機関	
	（イ）子どものこころ専門医の研修施設	
	（ウ）医師臨床研修制度の研修施設	
2	皆賀園	15
	事業の概要	
ア	生活介護 定員54人	15
	（ア）利用者数	
	（イ）生産活動の内容	
イ	就労移行支援 定員8人	16
	（ア）利用者数	
	（イ）これまでの主な就労先と就労定着状況	

ウ	就労継続支援（Ｂ型） 定員６０人	17
(7)	利用者数	
(4)	生産活動の概要	
エ	就労定着支援 定員１４人	18
(7)	利用者数	
(4)	定着支援の内容	
3	心身障害者福祉センター（生活介護事業を除く。）	19
	事業の概要	
ア	スポーツ事業	19
(7)	スポーツ教室・スポーツ行事等の実施	
(4)	障害者スポーツの振興	
イ	文化事業	19
ウ	ボランティアの養成	19
エ	医療事業	20
4	障害者デイサービス	21
	事業の概要	
IV	基金の事業計画	22
1	社会福祉事業団活性化基金事業	22
2	心身障害者福祉基金（尾崎基金）事業	22
V	令和７年度の人員体制	23
1	光町こども療育センター	23
2	北部こども療育センター	23
3	西部こども療育センター	23

令和7年度 事業計画

I 基本方針

本事業団は、広島市と一体となって、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、広く市民福祉の向上と増進に寄与します。

II 指定管理者として指定を受けている施設

1 障害児施設

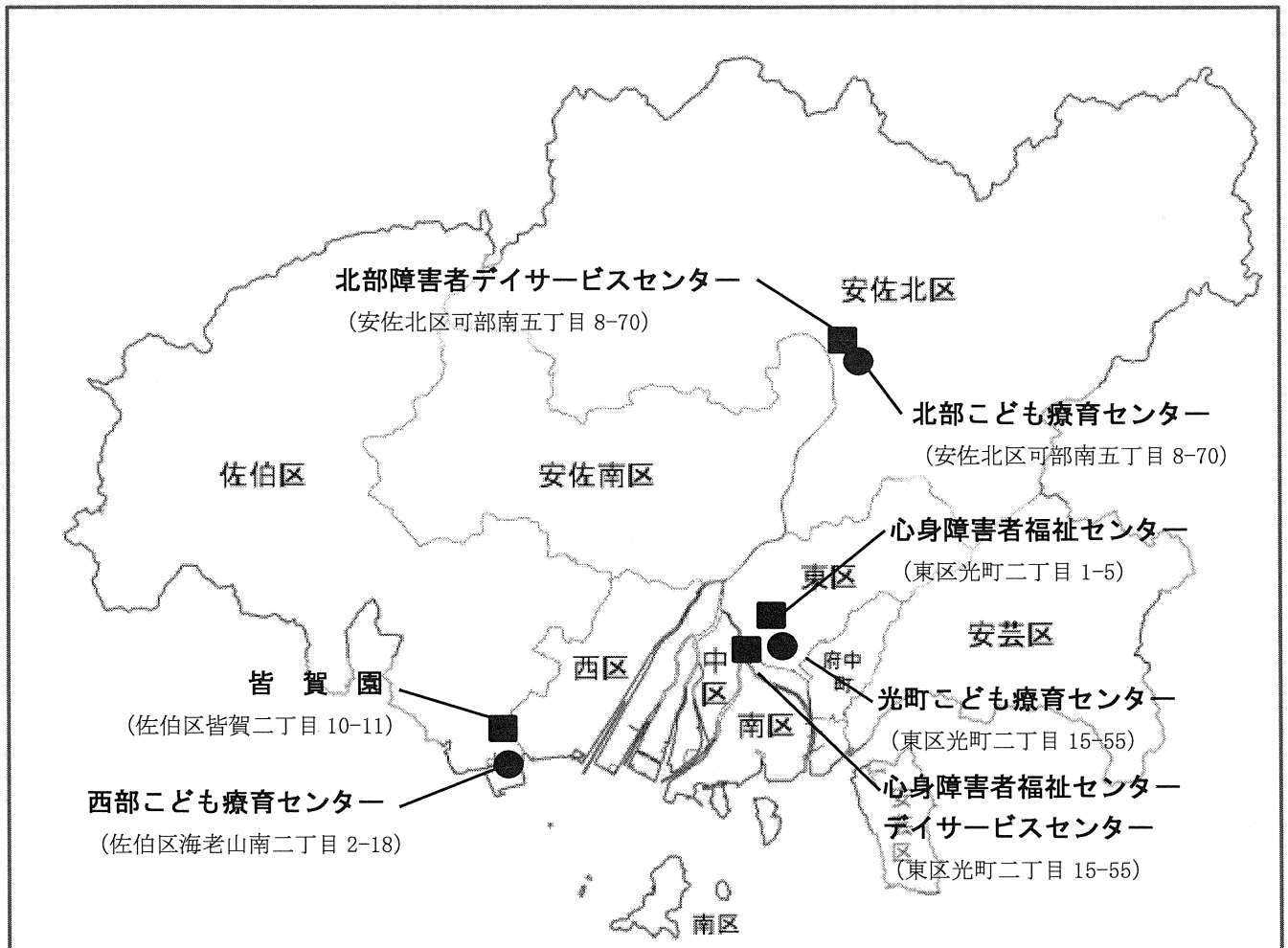
施	設	名	指 定 期 間
広島市こども療育センター	注 光町こども療育センター	療育相談所（開設：昭和49年7月30日）	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日 （令和4年度～ 令和8年度）
		児童発達支援センター 育成園（開設：昭和48年4月1日）	
		児童発達支援センター 二葉園（開設：昭和50年1月1日）	
		児童発達支援センター 山彦園（開設：昭和51年11月1日）	
		児童心理治療施設 愛育園（開設：昭和50年9月1日）	
	北部こども療育センター	療育相談室（開設：平成5年4月1日）	
		児童発達支援センター くすのき園（開設：平成5年4月1日）	
		児童発達支援センター わかば園（開設：平成5年4月1日）	
	西部こども療育センター	療育相談室（開設：平成16年1月1日）	
		児童発達支援センター なぎさ園（開設：平成16年4月1日）	

（注）東区光町の「こども療育センター」の表記が、3センターの総称としての「こども療育センター」と同じであることから、これと区別するためこの事業計画書では「光町こども療育センター」と表記しています。

2 障害者施設

施	設	名	指 定 期 間
広島市皆賀園（開設：昭和48年4月1日）			令和7年4月1日～ 令和12年3月31日 （令和7年度～ 令和11年度）
広島市心身障害者福祉センター（開設：昭和58年11月1日）			令和4年4月1日～ 令和9年3月31日 （令和4年度～ 令和8年度）
広島市北部障害者デイサービスセンター（開設：平成4年12月19日）			

(各施設の所在地)



(説明) ● : 障害児施設、■ : 障害者施設

Ⅲ 各施設の事業計画

各施設とも、引き続き新型コロナウイルス感染症等、感染症対策を万全に実施しながら、適切に運営します。

1 光町こども療育センター・北部こども療育センター・西部こども療育センター

光町こども療育センターは広島市の障害児療育の中核施設として、また、北部こども療育センター及び西部こども療育センターは地域の拠点施設として、引き続き、様々な障害を有するこどもの発達課題を把握し、ニーズに応じた支援を行います。

また、医療の面では、令和4年12月から電子カルテシステムの運用を開始し、診療業務の効率化を図るとともに、令和6年4月からは、看護師やメディカルクラーク、メディカルソーシャルワーカーを増員配置し、多職種連携によるチーム診療を進めることにより、医師の業務負担の軽減及び診療体制の強化を図っています。

(各センターの担当地域)

区 分	担 当 地 域
光町こども療育センター	中区、東区、南区、安佐南区（祇園地区）、安芸区
北部こども療育センター	安佐南区（祇園地区、沼田地区を除く）、安佐北区
西部こども療育センター	西区、安佐南区（沼田地区）、佐伯区

※ ただし、光町こども療育センターの児童発達支援センター「山彦園」、児童心理治療施設「愛育園」は全市域を対象

事業の概要

ア 療育相談所（室）

(7) 診察・治療

a 相談・診察・検査

保健センター、医療機関、保育園・幼稚園等と適宜連携を図りながら、こどもの発達や情緒などの相談に応じ、必要に応じて、診察、検査により、障害の早期発見に努めます。

(療育相談所（室）の診療科)

区 分	診 療 科 目
光町こども療育センター療育相談所	小児科、精神科、整形外科、耳鼻咽喉科
北部こども療育センター療育相談室	小児科、精神科、整形外科
西部こども療育センター療育相談室	小児科、精神科、整形外科

表1 (参考)診療件数の推移

(単位：件)

区 分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
光町こども療育センター	31,706	25,068	26,452	24,192	25,306
増減	—	▲6,638	1,384	▲2,260	1,114
北部こども療育センター	8,302	6,265	5,841	6,268	6,751
増減	—	▲2,037	▲424	427	483
西部こども療育センター	12,328	9,795	10,377	11,747	10,715
増減	—	▲2,533	582	1,370	▲1,032
計	52,336	41,128	42,670	42,207	42,772
増減	—	▲11,208	1,542	▲463	565

b 専門的相談・治療・訓練

障害や症状の軽減のため、外来診療のほか、医療職による心理・言語聴覚・理学・作業療法や、集団の中で基本的生活習慣の習得や遊びを支援する外来療育教室により、障害の特性や発達状況に応じた相談、治療、訓練及び療育を実施します。

(a) 個別治療

① 心理療法

光町こども療育センターでひきこもりや不登校、家庭内暴力、被虐待などの課題のある児童とその保護者に対して実施します。

② 言語聴覚療法

言語発達全般の遅れ、構音障害、吃音などの言語・コミュニケーションに課題のあるこども及び摂食機能への支援や代替コミュニケーション手段獲得への支援が必要なこどもに対して、個別的な治療や集団療育の中での専門的な支援を行います。光町こども療育センターは、聞こえの検査、難聴に対する支援も行います。

③ 理学療法

肢体不自由や発達障害により、運動発達の遅れや日常生活動作に困難があるこどもに対して、運動療法や日常生活指導のほか、ライフスタイルに合わせた車いすや座位保持装置等の補装具の活用等の支援を行います。早期に運動発達の遅れや障害が分かったこどもの保護者への育児支援も行います。

④ 作業療法

こどもの日常生活動作（食事、排泄、更衣など）や、活動への参加（遊び、学習、仕事、余暇活動）を分析し、実際の活動である「作業」を通してこどもの発達を支援します。必要に応じて使いやすい便利な道具の紹介や、椅子の調整等を行います。また、身体的に不器用さを持つこどもに対する小集団でのプログラムを実施します。

(b) 外来療育教室

主に、6～8人のこどもと保護者が加わる集団の中で、保育士が中心となり、運動遊びや集団遊びを通して障害の特性や発達状況に応じた療育を提供します。

表2 （参考）令和5年度個別治療件数・外来療育教室利用件数の内訳

（単位：件）

区 分	個 別 治 療					外 来 療 育 教 室						合 計
	心理療法	言語聴覚療法	理学療法	作業療法	計	初期支援	統合前支援	統合後支援	発達障害児支援	個別支援	計	
光町こども療育センター	1,232	4,163	4,383	3,042	12,820	397	152	96	398	210	1,253	14,073
北部こども療育センター	—	1,153	1,724	1,194	4,071	100	569	189	0	271	1,129	5,200
西部こども療育センター	—	1,215	2,436	838	4,489	331	338	528	96	44	1,337	5,826
計	1,232	6,531	8,543	5,074	21,380	828	1,059	813	494	525	3,719	25,099

c こども療育センターの療育・治療機能の拡充・強化

(a) 発達障害児への対応強化

① こどもと保護者の双方を対象とした療育プログラム

これまでのこどもを対象としたソーシャルスキル・トレーニング（SST）は継続しながら、保護者に対し、発達障害の特性や支援に関する情報を提供し、こどもとの接し方を学ぶプログラムのさらなる充実を図り、こどもと保護者の双方へのアプローチにより、こどもが社会で生活するうえで必要なスキルを身に付けることを支援します。このことにより、思春期の学校等への不適応といった二次障害の予防につなげます。

なお、令和6年度から治療効果や保護者ニーズを踏まえ、学童を対象とした教室を新たに増やす等の取組を実施し、評価も高かったことから、令和7年度も引き続き、同様の取組を実施します。

（内 容）※プログラム名は主なもののみ

○ こどもへのプログラム

- ・こどものコミュニティへの参加を促す地域志向型SST（COSST）
- ・こども（小学生・中学生）の仲間作りを支援するプログラム（PEERS）

区 分	令和5年度実績	令和6年度実績見込	令和7年度計画
教室定員	62人	113人	120人
教室開催回数	52回	122回	120回

○ 保護者へのプログラム

- ・こどもと大人のきずなを深めるプログラム（CARE）
- ・ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング
- ・進学・就職を考える親の会
- ・家庭での関わり方を考える親の会
- ・就学に備える会

区 分	令和5年度実績	令和6年度計画	令和7年度計画
教室定員	157人	159人	168人
教室開催回数	460回	281回	291回

② 親子相互交流療法（PCIT）

発達障害や不安障害、虐待被害やトラウマ体験に基づくこころや行動の問題がみられる2歳6か月頃～7歳のこどもと育児困難に悩む保護者との関係改善のための治療

（PCIT）を引き続き実施します。またPCIT toddler（6か月～2歳6か月）やPCIT olderなどの適合版も行います。有効な治療方法として、また、先進的な取組として、センターでの定着を図り、将来的には、PCITの研修実施を目指します。

（令和7年度計画） 5組の親子を対象に、1組15～20回程度の治療

③ 遊びを中心とする早期療育（J A S P E Rを基盤とする）

自閉スペクトラム症を有する1歳～7歳程度のこどもに対し、J A S P E R（共同注視・象徴遊び・関わり・感情調整）の手法を基盤とした遊びを中心とする早期療育を、引き続き実施します。前述のP C I Tと同様に、センターでの定着を図り、将来的には、J A S P E Rの研修実施を目指します。

④ A D O S 2

診断技術の専門性の向上を図るため、世界各国で自閉症診断に用いられているA D O S 2（AutismDiagnosticObservationSchedule 第2版）を、引き続き実施します。

(b) 情緒的な混乱により不登校・ひきこもりになっている児童・生徒等への対応

精神科・心療部と協力し、広島市を中心とした周辺市町を含む地域の学童期～思春期の情緒的な混乱のある児童・生徒への治療機能の充実を図ります。

① 不登校・ひきこもり（内向き問題）への対応

不登校・ひきこもり等、学校で不適応状態にある児童・生徒への対応として、精神科診療、外来心理療法、ふれあい東、心理治療施設といった重層的なメニューで対応していきます。小・中学校の校長会等で診療案内及び心理治療施設を含めた治療メニューの紹介を行います。円滑な診療への導入を図るため、保護者のみの相談など、診療所での受診が困難なケースは愛育園ファミリーサービスを活用するとともに、学校からの受診や対応の相談は愛育園スクールサポートを活用します。

不登校等に伴うゲーム依存、ネット依存等への対応プログラムの研究・検討も引き続き行います。

② ト라우マ専門治療

児童養護施設等に入所中の児童や、いじめ被害児、自然災害被災児等へのトラウマ治療を進めるため、医療部と心療部が連携、事例共有しながら、T F - C B T（トラウマフォーカスト認知行動療法）を行います。また、愛育園内でも職員へのトラウマインフォームドケアの研修を実施し、トラウマの視点を取り入れたケアを行います。

(イ) 相談支援

a 障害者相談支援

障害者やその保護者などからの相談に応じるとともに、ボランティアの育成や障害者理解のための啓発に取り組みます。

(a) 生活相談・制度利用相談

在宅の障害児（者）やその保護者などからの生活上の様々な相談に応じ、障害福祉サービスの利用に係る援助・調整等を行うとともに、権利擁護のための支援のほか、必要な情報の提供を行います。

表3 (参考) 相談件数の推移

(単位: 件)

区 分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
光町こども療育センター	563	978	1,239	1,137	970
北部こども療育センター	940	1,033	4,038	4,295	4,426
西部こども療育センター	142	210	853	995	943
計	1,645	2,221	6,130	6,427	6,339

(b) 啓発活動

ボランティアの育成及び地域住民に対する障害者理解のための啓発活動として、広報紙を発行し、保育園・幼稚園等へ配布するとともに、発達障害などの障害に関する研修会への講師派遣やこども療育センター見学者への障害に関する基礎的な情報提供を行います。

(c) 広島市障害者自立支援協議会への参加

地域における障害福祉に関する課題を、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、障害者関係団体、学識経験者等と協議する協議会に参加します。

b 障害児等療育支援事業

障害児(者)の在宅での生活を支援するため、専門的な知識・経験を有する職員が療育上の様々な相談に応じ、助言・指導を行います。

(a) 在宅支援訪問療育指導事業(在宅訪問)

在宅障害児(者)の家庭等を訪問し、障害児(者)の在宅生活支援のための様々な相談・指導を行います。

表4 (参考) 訪問件数の推移

(単位: 件)

区 分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
光町こども療育センター	12	14	8	29	28
北部こども療育センター	1	10	5	9	0
西部こども療育センター	0	0	0	0	0
計	13	24	13	38	28

(b) 在宅支援外来療育指導事業(外来相談)

各センターにおいて、在宅障害児及び保護者に対し、各種の相談・指導を行います。

表5 (参考) 相談件数の推移

(単位: 件)

区 分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
光町こども療育センター	1,363	609	620	926	1,489
北部こども療育センター	652	479	465	317	409
西部こども療育センター	663	675	497	558	419
計	2,678	1,763	1,582	1,801	2,317

(c) 施設支援一般指導事業(施設支援)

障害児を受け入れている保育園や幼稚園、学校等からの要請に基づき施設へ出向き、障害児の処遇等について助言、指導等を行います。

表6 (参考) 指導件数の推移

(単位: 件)

区 分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
光町こども療育センター	173	162	216	216	194
北部こども療育センター	53	24	48	34	56
西部こども療育センター	86	56	84	84	98
計	312	242	348	334	348

(d) 療育拠点施設事業

専門的な療育機能を有する総合的な施設として、保護者への研修のほか、障害児担当保育士等、障害児療育従事者への研修を行います。

c 障害児相談支援・計画相談支援

障害児通所支援、障害福祉サービスを利用する障害児を対象に、サービス事業者等との連絡調整などを行い、障害児支援利用計画（サービス等利用計画）の作成及び見直し（モニタリング）を行います。

表7 （参考）契約者数・計画案作成件数 (単位：人・件)

区	分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
光町こども療育センター	契約者数	77	74	70	70	67
	増減	—	▲3	▲4	0	▲3
	計画案作成件数	78	72	71	77	74
北部こども療育センター	契約者数	39	34	29	33	43
	増減	—	▲5	▲5	4	10
	計画案作成件数	31	29	30	28	51
西部こども療育センター	契約者数	38	36	34	42	54
	増減	—	▲2	▲2	8	12
	計画案作成件数	33	33	33	35	54
計	契約者数	154	144	133	145	164
	増減	—	▲10	▲11	12	19
	計画案作成件数	142	134	134	140	179

※広島市の相談支援専門員一人当たりの目標担当人数：70人（令和5年度から）

d 保育所等訪問支援

障害児が、保育園やその他児童が集団生活を営む施設（以下「保育所等」という。）で集団生活に適應することができるよう保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。

特に、昨今、保育所等に通園する障害児が増加傾向にあり、支援ニーズも年々高まっていることから、専任職員の増員配置を段階的に進めており、令和6年度からは、3センター全において、専任職員が2人配置となっています。

表8 （参考）契約者数・訪問支援件数 (単位：人・件)

区	分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
光町こども療育センター	契約者数	69	41	45	45	45
	訪問支援件数	411	199	303	300	314
北部こども療育センター	契約者数	32	26	33	35	49
	訪問支援件数	99	83	87	147	273
西部こども療育センター	契約者数	39	41	33	46	69
	訪問支援件数	146	108	116	171	182
計	契約者数	140	108	111	126	163
	訪問支援件数	656	390	506	618	769

※西部こども療育センター令和3年度契約者数及び訪問支援件数は、令和3年度事業報告書の数値を修正しています。

※西部こども療育センター令和5年度契約者数は、令和5年度事業報告書の数値を修正しています。

e 情報収集・発信機能

移動動作や食事、遊び、学習など、日常生活が困難な障害児（者）とその家族を対象に、生活をサポートする福祉機器を見て、触れて、スポーツやゲームの体験を通して身近に感じていただくために、福祉機器展示・体験会を開催します。

コロナ禍前と同様に療育センターに来られている方だけでなく、デイサービスや訪問サービス、保育園、学校、医療関係者等にも広く参加を呼び掛け、電動車いす等の福祉機器やパソコンアプリなどの IT 機器を紹介し、日常生活が困難な障害児（者）への支援方法について理解の促進を図ります。

イ 発達障害者支援センター

(7) 利用者等

広島市の発達障害に関する中核的・専門機関として、広島市に居住する発達障害児（者）やその家族、関係機関の支援者等を対象に、発達障害に関する適切な助言を行うとともに関係機関との連携による支援を行います。

令和 6 年度に配置した発達障害者地域支援マネジャーが地域の相談支援機関等と連携強化を図り、特に支援困難事例について地域の事業所等と協同して支援を進めます。

(i) 支援内容

a 相談支援・発達支援

発達障害児（者）やその家族、関係者等から発達障害に関する日常生活上の相談に応じ、適切な助言、関係機関への紹介等情報提供を行います。

b 相談支援・就労支援（就労支援に重点を置いた支援）

発達障害者やその家族、関係者等から就労に関する相談に応じ、必要な情報提供、就労支援機関への紹介等労働関係機関との連携を行います。

c 啓発・研修

発達障害への理解を深める研修や啓発活動として、一般市民、発達障害児（者）の家族、関係機関に対し、講演会や研修会を実施するとともに講師派遣を行います。

d 関係機関等との連携

発達障害者の支援に係る関係機関の会議や個別支援のための調整会議等に参加し、関係機関等と連携を図り、必要に応じて相互に助言や協力を行います。

表 9 （参考）相談件数等の推移

区 分		平成 3 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相 談 実 人 数 (人)	相談支援・発達支援	8 6 2	6 9 0	7 0 3	8 8 5	8 3 4
	相談支援・就労支援	1 4	6	9	5	2
	計	8 7 6	6 9 6	7 1 2	8 9 0	8 3 6
相 談 延 べ 件 数 (件)	相談支援・発達支援	2, 5 5 1	1, 9 7 3	1, 8 3 4	1, 9 6 1	1, 7 1 9
	相談支援・就労支援	3 0	2 0	1 5	3 2	6
	計	2, 5 8 1	1, 9 9 3	1, 8 4 9	1, 9 9 3	1, 7 2 5
啓 発 ・ 研 修 実 施 回 数 (回)		7 8	4 8	4 4	6 9	6 4

ウ 児童発達支援センター

(7) 各施設の主な対象児童と定員

障害のある未就学児のうち、主に知的障害のある児童は3歳から、主に上肢・下肢又は体幹の機能に障害のある児童は1歳から、主に難聴の児童については0歳から、療育手帳を所持していない発達障害児については光町こども療育センターは2歳から、北部こども療育センター及び西部こども療育センターは4歳から、それぞれ受け入れます。

表10 各施設の定員

(単位：人)

区 分		主に知的障害のある児童	主に上肢・下肢又は体幹の機能に障害のある児童	主に 難 聴 の 児 童
光町	育 成 園	定員50 〔知的障害児30 発達障害児20(注)〕 (注)令和7年9月30日までは14	—	—
	二 葉 園	—	定員40	—
	山 彦 園	—	—	定員30
北部	くすのき園	定員40 〔知的障害児30 発達障害児10〕	—	—
	わ か ば 園	—	定員20	—
西部	な ぎ さ 園	定員80 (知的障害児・運動機能障害児70、発達障害児10)	—	—

(イ) 支援内容

a 主に知的障害のある児童、主に上肢・下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対する支援

(a) 障害特性及び発達状況に応じた療育の推進（本人支援）

園生活を通じて基本的な生活習慣の習得や集団における適応力を養うとともに、医師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、看護師、保育士、指導員、管理栄養士等が連携し、園児一人一人の障害特性や発達状況に応じた療育を行います。

特に、昨今、増加傾向にある医療的ケア児については、臨時看護師の加配等、安心安全な療育環境を確保しながら、療育を進めていきます。

(b) 保護者への育児支援の充実（家族支援）

保護者がこどもの障害特性や発達状況を正しく理解し、適切な子育てができるよう、親子通園のほか、保護者研修会・懇談会、家庭訪問等を積極的に実施します。

(c) 社会参加の促進（地域支援・地域連携）

園児や保護者の地域社会での孤立を防ぐため、クラス集団とは別に地域別グループを編成することにより保護者の交流の場を拡大するとともに、園児の異年齢の交流を促進します。また、園児の社会適応力の向上を図るとともに生活経験を広げるため、保育園児との交流を実施します。

(d) 就学、地域移行への相談援助（移行支援）

必要に応じて、将来的な地域移行、就学に向けた家族への相談援助や移行に向けての準備を支援します。移行先の保育園や学校に引継ぎ等の情報提供を行います。

(e) 居宅訪問型児童発達支援

二葉園の肢体不自由児や常時医療的ケアを必要とする児童の療育の専門性を活かして、療育を受けることが困難な在宅のこどもたちと保護者への訪問療育を充実していきます。

特に、市内の周産期医療を担う市民病院等の基幹病院等と連携し、超重症児とその家族を退院時から支援することに注力しています。

また、広島市から委託を受けた「重症心身障害児者相談支援センター」とも連携を図り、引き続き、重度の障害等により外出が困難な障害児の在宅支援のあり方等を検討していきます。

b 主に難聴の児童に対する支援

(a) 障害状況に応じた療育の推進

園児が豊かな言語を獲得し多くの人と通じ合う生活を送ることができるよう、医師、言語聴覚士、保育士等が連携し、園児一人一人の障害状況に応じた個別療育、集団療育を行います。

(b) 聴覚活用の促進

補聴器や人工内耳を効果的に活用し、園児の聞く力・話す力を伸ばせるよう支援します。

(c) 家族や保育園等との連携の強化

園と保護者が連携し療育環境を整えるとともに、地域の同齡児との共同生活を通じた成長を促進するため、保護者並びに、地域の保育園等に対する研修や訪問支援の充実を図ります。

(d) 卒園後の支援

卒園後、進学先の学校で聴力検査や補聴機器の調整ができない環境にある児童について、卒園後（１８歳まで）も外来診療として、年数回の聴力検査及び補聴機器の調整を継続します。

(e) 難聴重複障害児への支援の拡大

保育園に通園する難聴重複障害児を園児として契約し、週１回の個別指導を行います。

c 光町こども療育センターの発達障害児対応クラス開設

発達障害児と保護者への支援の充実を図るため、西部こども療育センター、北部こども療育センターと段階的に開設してきた「発達障害児対応クラス」について、令和６年度からは、光町こども療育センターにも「なないろ」を開設しています。

光町こども療育センター「発達障害児対応クラス」は、発達障害に係る早期診断及び早期療育の有効性等を検証するため、こども療育センター３センターで初めて、２歳児を受入れています。有効性等が確認できれば、北部こども療育センターや西部こども療育センターにも展開していきたいと考えています。

また、令和７年度の後期から利用登録者数を１００人（１日当たりの利用定員２０人）にして支援の幅を広げています。

(a) 障害特性に応じた療育の推進

園児が自分の特性を知り、社会の中で自分を大切にしながら成長していくために、保育

士、言語聴覚士、作業療法士、心理療法士が連携を行い、園児一人一人の障害特性に応じた個別療育、集団療育を進めています。

なないろでは、有効性の確認のために、こどもの全体的な生活能力を Vineland2、感覚と運動については S-JMAP、社会性とコミュニケーションの評価及び自閉スペクトラム症のレベルを ADOS-2 などのフォーマルアセスメント（「信頼性」と「妥当性」を満たしている標準化された評価方法）を使って利用前に評価し、これをもとに児童発達支援計画を策定していきます。特に早期介入の2歳児は、JASPER モデルを用いた療育の展開を行い、社会性コミュニケーションの課題にアプローチしていく試みを行っています。

(b) 視覚支援の活用の促進

こどもの特性を把握し、それに合わせた個々の支援を進め、支援グッズをこども自ら利用することで、生活をスムーズにし、自己肯定感を感じる支援を進めます。

(c) 家族・保育園等との連携

児童発達支援計画を基に園と家族が連携し、障害特性とライフスタイルに応じた生活環境を整えるとともに、保育園等にも訪問し実際の社会生活の中での支援の工夫を進めていき、発達障害についての理解と啓発を行います。

また、保育園との連携において TASP（保育・指導要領のための発達評価シート）を用いて客観的かつ標準化されたフォーマルアセスメントを用いて進めます。

(d) 利用期間後の支援

利用期間後も学習会や研修会を行い、保護者とこどもが地域生活の中で孤立せずに安心して生活できるように支援を進めます。

(ウ) 利用登録者数の推移

各園の利用登録者数は、概ね定員に達しています。

表 1-1 各施設の利用登録者数の推移（令和2年度～令和5年度は3月1日現在、令和6年度は1月1日現在）（単位：人）

区 分			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		定 員					
光 町	育 成 園（知的障害）	30	30	28	30	26	25
	なないろ（発達障害）	20	—	—	—	—	105
	二葉園（肢体不自由）	40	50	39	39	40	30
	山彦園（難聴）	30	49	49	46	48	46
北 部	くすのき園（知的障害）	30	30	30	28	29	27
	あおぞら（発達障害）	10	70	65	60	63	60
	わかば園（肢体不自由）	20	20	20	16	16	14
西 部	なぎさ園（知的障害・肢体不自由）	70	70	70	70	62	54
	つばめ（発達障害）	10	70	70	70	60	70

注1：光町こども療育センターの二葉園は、低年齢児（1歳児）が毎日通園していないため、定員を上回る利用者を登録できている年もあります。

注2：光町こども療育センターの山彦園は、利用者の多くが山彦園と幼稚園・保育園の並行通園であり、毎日通園していないため、定員を上回る利用者を登録できています。

注3：北部こども療育センターの「あおぞら」及び西部こども療育センターの「つばめ」の定員・利用者数は外数。

定員は1日当たり10人としていますが、通所期間は6か月間、通所頻度は概ね週1回から2週に1回の利用としており、利用者数は年間の利用登録者数を記載しています。

注4：「なないろ」の1日当たりの利用定員は令和7年9月30日までは前期14人。利用者数は年間の利用登録者数を記載しています。

エ 児童心理治療施設（愛育園）

(7) 主な対象児童と定員

a 主な対象児童

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童

b 定員

- ・入所 28人
- ・通所 15人

(4) 支援内容

a 情緒的な発達や心の問題に応じた治療の充実

園児の年長化、多様化、発達障害の合併など症状の重篤化に対応するため、個人へのカウンセリングや遊戯療法、集団療法について、職員の専門性を高めるとともに、医師、心理療法士、看護師、指導員、保育士等が協力して園児一人一人のニーズに合った、治療、生活、教育の三位一体の総合環境療法の充実を図ります。

また、園児と職員が園生活について話し合う「AIEミーティング」の実施や園児による自治活動である「子ども会議」への支援等を通じ、こどもの意見表明に係る機会保障の充実を図ります。

b 地域支援の充実

(a) 子育て相談、学校支援の充実

保護者や学校からの不登校、ひきこもり等に関する相談窓口を設け、保護者のみの相談等、診療所での受診が困難なケースや学校からの相談に対応します。

(b) 情緒障害に関する情報提供、理解の促進

教育関係者、相談機関職員等を対象とした施設見学、研修の実施や、愛育園ホームページなどを通じた情報発信により、情緒障害児やその治療、支援についての理解の促進を図ります。

(c) 児童養護施設の被虐待児への支援の強化

児童相談所や児童養護施設と連携し、地域の児童養護施設の被虐待児に対し、スポーツや制作活動等のグループ治療を行っています。また、特に支援が必要と認める被虐待児については、当センター附属診療所での受診につなげ、支援の強化を図ります。

(d) 地域との交流の促進

コロナ禍以降控えていた、園行事への地域の児童や退園児の招待交流を緩やかに再開し、園児と地域の不登校児等の交流を図ります。

ｃ 生活環境の充実

(a) 生活習慣の確立と生活技術の習得に向けた支援の充実

園児の発達段階に応じた生活習慣と、調理、洗濯、掃除などの基本的な生活技術の習得に向けた支援を行います。特に、中学３年生以上の年長児童については、進学や就職を視野に入れた準備等、社会的自立に向けた支援を行います。

(b) 家族支援の促進

保護者等、家族との協力関係を堅持しつつ、合同面接、家族宿泊などの家族療法を行うことにより、家族関係の修復、改善に取り組みます。

(ウ) 在籍児童数の推移

平均在籍期間は概ね３～４年で、就職や高校進学をきっかけに退所することが多いものの、近年では、入所児童の症状の重篤化や家庭基盤のぜい弱化などにより、長期（７～８年）にわたる入所事例もあり、適切な支援に取り組みます。

表１２ （参考）在籍児童数の推移（令和２～令和５年度は３月１日現在、令和６年度は１月１日現在）（単位：人）

区 分	定 員	令 和	令 和	令 和	令 和	令 和
		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
入 所	２８	１７	２０	２２	２０	２６
通 所	１５	１５	１３	１０	７	８
計	４３	３２	３３	３２	２７	３４

オ 地域医療の充実・強化への協力

(ア) 発達障害医療機関ネットワーク構築に係る陪席研修の実施医療機関

広島県は、全国的に不足している発達障害を診療できる医療機関を増やし、地域における適切かつ円滑な発達障害の診療体制を確保するため、県内の医師等を対象に、発達障害の専門医の臨床技術等を学ぶ陪席研修を実施し、発達障害を診療できるかかりつけ医を養成しています。こども療育センターは、広島県から広島医療圏の「発達障害地域連携拠点」に指定されていることを踏まえ、この陪席研修の実施医療機関として、広島県の取組に協力しています。

(イ) 子どものこころ専門医の研修施設

「子どものこころ専門医」は、小児精神医学、小児心身医学を基礎として、こどもの精神疾患、神経発達症（発達障害）、心身症、不登校、虐待等、こどものこころの諸問題に対応する専門医です。こども療育センターは、広島大学病院や松田病院等で構成された「子どものこころ専門医研修施設群」の一つとして、当該専門医の育成を図っています。

(ウ) 医師臨床研修制度の研修施設

広島市立広島市民病院は、医師法で義務付けられている医師臨床研修の実施病院に指定されています。こども療育センターは、広島市立広島市民病院からの依頼を受け、この医師臨床研修の初期研修プログラムの研修施設の一つとして、医師免許取得後の若手医師の育成に協力しています。

2 皆賀園

在宅の障害者が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、生活習慣の確立と社会生活の適応力の向上を図るため、生活支援、訓練等を行うとともに、就労への支援に取り組みます。

運営に当たっては、地域の施設理解を促進するため地域との交流を積極的に進めるとともに、自らの収益により運営を維持できるよう、引き続き経営改善に取り組みます。

事業の概要

ア 生活介護 定員54人

自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、排せつや食事の介護、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

(7) 利用者数

利用者数は、概ね1日平均50人程度で推移しています。長期間利用されている方も多く、障害の重度化及び高齢化が徐々に進んでいます。令和7年度は利用者数54人、一日平均利用者数48.9人を予定しています。

表13 生活介護障害支援区分別人員及び1日平均利用者数の推移 (単位：人、%)

区 分	障 害 支援区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見 込	令和7年度 計 画
利用者数	6	6	5	4	5	3
	5	23	21	21	22	24
	4	20	22	21	19	20
	3	7	7	7	7	7
	2	0	0	0	0	0
	計	56	55	53	53	54
1日平均利用者数		46.0	47.0	47.1	46.2	48.9
定員充足率(%)		85%	87%	87%	86%	91%

注1：障害支援区分ごとの利用者数は、各年度4月1日現在

注2：定員充足率＝1日平均利用者数÷定員54人

(イ) 生産活動の内容

利用者の活動意欲を高めるため受注作業の拡大に努めます。現在の主な作業内容は、ヘアトリートメント試供品セット作成や自動車マフラー用ゴム部品のバリ取りなどの受託作業、広島平和記念公園に捧げられた折り鶴の再生紙を使用した「一筆箋」の作製・販売等です。

イ 就労移行支援 定員 8 人

一般就労を希望する障害者が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、原則として 2 年間の支援計画に基づき、就労に必要な知識、能力の向上に必要な訓練等を行います。

また、就職後 6 か月間は職員が就業先の企業等を定期的に訪問し、雇用主との協議や、保護者、本人との面談を行うなど、就労定着に向けて支援します。なお、就職後 6 か月以降の支援は、就労定着支援事業で行います。

なお、令和 6 年度の報酬改定に伴い創設された就労選択支援（令和 7 年 10 月施行）については、指定管理元の広島市とも協議しながら、今後の事業化について検討していきます。

(7) 利用者数

令和 7 年度は、利用者との契約状況を勘案しつつ、関係機関からの紹介者や在宅で就労を希望する方々を積極的に受け入れることとし、1 日平均利用者数 8 人を予定しています。

表 1 4 利用者数の推移

(単位：人)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 見 込	令和 7 年度 計 画
定 員		8	8	8	8	8	8
前年度からの継続利用者数		5	8	3	8	9	9
年 度 中 の 増 減	入園（増）	11（3）	3（2）	9（4）	10（2）	6（1）	4（1）
	退園（減）	8	8	4（2）	9（3）	6（2）	5
年度末継続利用者数		8	3	8	9	9	8
1 日 平 均 利 用 者 数		7.8	7.3	8.4	9.6	9.6	8
定 員 充 足 率（％）		98％	91％	105％	120％	120％	100％

注 1：定員充足率＝1 日平均利用者数÷定員

注 2：退園者には、他事業移籍及び翌年度 4 / 1 付就職者を含んでいます。

注 3：各年度の（ ）の人数は、入園（増）は 4 / 1 付入園数、退園（減）は 3 / 3 1 付退園数で、いずれも内数です。

(イ) これまでの主な就労先と就労定着状況

利用者及び保護者の要望、利用者の状況（得意分野等）、就労への意欲、興味分野などを把握するとともに、適切な就労へのタイミングを見極め、就労支援に取り組んでいます。

表 1 5 主な就労先と就労定着状況

(単位：人)

区 分		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度 (6.12.31 現在)	
		業 種 等		業 種 等		業 種 等		業 種 等		業 種 等	
就 労 先	民 間 等	5	軽作業(1) 商品販売業(3) 清掃業(1)	5	軽作業(1) 商品販売業(4)	1	清掃業(1)	6	軽作業(2) 洗車(2) 商品販売業(2)	5	軽作業(2) 清掃(2) 洗車(1)
	就労移行支援 (A型)	1	清掃業(1)	1	製造業(1)	0	—	1	軽作業(1)	0	—
	計	6	—	6	—	1	—	7	—	5	—
就労定着状況 (R 6.12.31 現在)		5 人が就労を継続 1 人離職後、当園移行支援に再入園		4 人が就労を継続 2 人が離職 うち 1 人が離職後、 当園就労継続支援 B 型に入園		就労を継続		6 人が就労を継続 1 人が離職後、当園 就労継続支援 B 型に 入園		5 人全員が就労を継続	

注 軽作業－部材組立作業、商品組立作業

商品販売業－商品のバック詰め、在庫整理作業等

令和 4 年度の利用者は、1 年目の利用者が 9 割であったため、就職先が決まった利用者は 1 人に留まった。

ウ 就労継続支援（Ｂ型） 定員６０人

自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、利用者の障害の状況等に合わせ、それぞれに適した生産活動を通じ、その知識、能力の向上を図り、就労の機会を提供します。

(7) 利用者数

令和７年度は、年度当初利用者数６５人、１日平均利用者数５９．７人を予定しており、引き続き、特別支援学校、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、利用者の増加を図ります。

表１６ 利用者数の推移

(単位：人)

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 見 込	令和７年度 計 画
前年度からの継続利用者数	６３	６４	６３	６４	６４
年度中の 増 減					
入 園 (増)	３(２)	４(２)	３(２)	３(１)	１(１)
退 園 (減)	２(０)	５(１)	２(０)	３(１)	０(０)
年 度 末 継 続 利 用 者 数	６４	６３	６４	６４	６５
１ 日 平 均 利 用 者 数	５５．７	５６．０	５５．７	５９．０	５９．７
定 員 充 足 率 (%)	９３％	９３％	９３％	９８％	９９％

注１：定員充足率＝１日平均利用者数÷定員６０人

注２：各年度の（ ）の人数は、入園（増）は４／１付入園数、退園（減）は３／３１付退園数で、いずれも内数です。

(4) 生産活動の概要

a 生産活動の内容

パン・クッキーの製造・販売、観葉植物のリース、組立加工等の受託作業が主な活動です。また、受託作業の依頼元への納品を利用者が職員と一緒に行うことにより、販売を経験する場等を提供します。

b 工賃

令和６年度は、原材料費、燃料費及び人件費等の値上がりにより必要経費の増大が続く中、観葉植物のリース単価の見直し（値上げ）、地域の行事開催増に伴う販売拡大、新規販売先の開拓など売上げ向上を図ったものの、工賃は令和５年度を若干下回る見込みです。

令和７年度も、引き続き、事業改善や新規受託作業の開拓、新規販売先の開拓等を行い、工賃の向上に取り組めます。

表１７ 工賃の推移

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 見 込	令和７年度 計 画
売 上 げ (A) (千円)	２１,３６６	２３,０１８	２３,８９８	２５,２００	２７,４８１
材料費等の経費(B) (千円)	１２,２４９	１１,１０９	９,５９３	１３,０９５	１４,１７７
工 賃 (A-B) (千円)	９,１１７	１１,９０９	１４,３０５	１２,１０５	１３,３０４
１人当たり月額工賃(円)	１１,００３	１４,１２１	１６,５７７	１５,７６２	１７,０５６

注：就労移行支援事業への外注に係る売上げ及び経費を含んでいます。

エ 就労定着支援 定員 14 人

(7) 利用者数

他の就労移行支援事業所等からの一般就労者を積極的に受け入れ、利用者の確保に努めます。

表 18 契約者数の推移

(単位：人)

区 分		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度見込	令和 7 年度計画
前年度からの継続契約者数		10	12	13	12	11
年度中 の増減	新規契約（支援）者数（増）	6（1）	4（0）	4（0）	5（0）	2（0）
	契約（支援）満了者数（減）	4（1）	3（0）	5（1）	6（0）	3（0）
年度末継続契約者数		12	13	12	11	10

注1：年度中の増減欄の新規契約（支援）者数（増）欄の（ ）は、4月1日付新規契約者数で内数です。

注2：年度中の増減欄の契約（支援）満了者（減）欄の（ ）は、同年度末日（3月31日）で契約満了者数で内数です。

(イ) 定着支援の内容

就職先の企業等及び自宅への訪問や、本人の来園等により、生活リズムや体調管理などはもとより就職先で本人の特性を理解してもらっているか、上司とコミュニケーションがとれているかなど就労上の課題解決に向けて、必要な指導・助言や連絡等を頻繁に行い、就労が継続できるよう引き続き支援に取り組みます。

3 心身障害者福祉センター（生活介護事業を除く。）

利用者のニーズや障害の特性、程度に柔軟に対応したスポーツ・レクリエーションの指導をはじめ、日常生活、医療、訓練等に関する相談や文化・スポーツに関する講習会、行事等を通じ、障害者の健康の増進、教養の向上等のための機会を総合的に提供し、社会参加の促進及び余暇活動の充実を図ります。

また、新施設に移転したデイサービスの跡地（旧作業室）に新たに「多目的室」を設置し、スポーツ・文化活動の利用促進を図ります。

事業の概要

ア スポーツ事業

(ア) スポーツ教室・スポーツ行事等の実施

車いすスポーツ教室、陸上競技教室、障害別・泳法別の水泳教室や、当センターの利用団体・サークルに対するスポーツ指導・支援など、館内外において31のスポーツ教室等を開催し、基礎体力と運動能力及び競技力の向上を図るとともに、障害者の社会参加や各種スポーツ大会等への参加意欲の向上を図ります。

また、バドミントン大会、ボッチャ交流会など9のスポーツ行事等の開催を通して、仲間づくりや健常者との交流を促進するとともに、カヌー体験、乗馬体験など、体験型の屋外活動の実施にも積極的に取り組み、障害者のスポーツを普及・啓発し、余暇活動の充実を図ります。

(イ) 障害者スポーツの振興

冬季のスポーツの振興を目的としたスキー教室や、職員が学校や地域に出向いて行う障害者スポーツの体験学習、広島市障害者スポーツ協会が主管する全国障害者スポーツ大会の選手団帯同や、同大会の広島市予選大会の開催支援など、4の事業を実施し、地域における障害者のスポーツの振興を図ります。

イ 文化事業

料理、書道、陶芸など幅広い分野から19の文化教室を開催し、余暇活動の充実を図ります。

また、日頃の活動の成果を発表する場として文化祭を開催するほか、囲碁・将棋大会、寄席など障害の有無を問わず参加可能な8の各種行事を開催し、障害者の社会参加や活動意欲の向上を図るとともに、障害への理解の促進を図ります。

ウ ボランティアの養成

手話、音訳、点訳ボランティアの養成講座、夏休みチャレンジボランティア教室など6の講座を開催し、養成講座の修了者には当センターのボランティア登録を促すなど、ボランティアの活動機会の提供と活動意欲の向上を図ります。

エ 医療事業

医師、看護師、理学療法士による医事相談やリハビリ教室、こども療育センターとの共催による「福祉機器展示・体験会」など7の事業を実施し、障害者の健康や障害に関する意識、知識の向上を図り、健康の維持・増進を促します。

表19 心身障害者福祉センター利用者数の推移

(単位:人)

区 分	令和3年度 実 績	令和4年度 実 績	令和5年度 実 績	令和6年度 目 標	令和7年度 目 標
年 間 延 べ 利 用 者 数	58,632	111,053	114,899	—	—
目標利用者数	145,200	144,700	144,700	144,700	144,700
達 成 率	40.4%	76.7%	79.4%	—	—

4 障害者デイサービス

常時介護を要する在宅の障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護、又は創作的活動の機会を提供し、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。事業実施に当たっては、利用者の障害や健康の状態、ニーズに応じて、適切なサービスを提供するとともに、家族との連携、地域との交流にも積極的に取り組みます。

事業の概要

表 20 利用定員

区 分	生 活 介 護	
	重 介 護 サ ー ビ ス 室	作 業 室
心身障害者福祉センターデイサービス	1 日定員 1 0 人	定員 3 0 人
北部障害者デイサービスセンター	1 日定員 1 0 人	定員 3 0 人

引き続き、感染症対策を徹底し、安心・安全な活動環境を整えながら、利用率の向上を目指していきます。また、利用状況に応じ、相談支援事業所や特別支援学校等に施設PRを行い、新規契約者の獲得につなげていきます。利用者数の目標は、直近の状況等を踏まえて見込んでいます。

なお、地域活動支援センターⅡ型事業が令和5年度末をもって廃止されたことに伴い、作業室の定員（心障デイ29人、北部デイ27人）を令和6年度から30人に増員しています。

心身障害者福祉センターデイサービスの重介護サービス室は、新施設への移転に伴い令和6年度から1日の定員を5人から10人に拡大し、毎日通所が可能となったことと併せて、段階的な利用の拡大を目指しているところです。作業室は、令和6年度に利用者の退所等があったことから、令和7年度の定員充足率が減少する見込みですが、より充実したサービスを提供するとともに、利用者の獲得を積極的に行い、定員充足率の向上を目指します。

北部障害者デイサービスセンターの重介護サービス室は、毎日通所が通常になり、令和6年度及び令和7年度の定員充足率は、いずれも前年度より増加する見込みです。作業室は、ショートステイの利用や長期入院により、令和6年度の定員充足率が減少する見込みですが、令和7年度は新規利用者と契約する予定なので増加する見込みです。

また、地域支援事業として、引き続き機能訓練室や会議室等の貸館事業、地域の障害者を対象とした文化教室事業（やさしいレザークラフト、アート、えんぴつ画、はんこホリホリ教室）を実施します。

表 21 1日当たり利用者数の推移

(単位：人)

区 分		令和3年度 実 績	令和4年度 実 績	令和5年度 実 績	令和6年度 見 込	令和7年度 目 標
心身障害者福祉 センターデイ サービス	重介護サービス室	4.9	4.5	4.2	4.4	5.1
	定員充足率	98.0%	90.0%	84.0%	44.3%	51.5%
	作 業 室	22.5	20.2	18.3	19.8	18.4
	定員充足率	77.6%	69.7%	63.1%	66.0%	61.4%
	計	27.4	24.7	22.5	24.2	23.5
北部障害者デイ サービスセン ター	重介護サービス室	6.6	6.5	6.6	7.0	7.2
	定員充足率	66.0%	65.0%	66.0%	70.0%	72.0%
	作 業 室	25.3	24.1	22.7	22.8	23.5
	定員充足率	93.7%	89.3%	84.1%	76.1%	78.0%
	計	31.9	30.6	29.3	29.9	30.7

注1 定員充足率＝1日当たり利用者数÷定員

注2 令和6年度見込は、10月までは実績、11月～3月まではこれまでの実績を基に算出

Ⅳ 基金の事業計画

次の２つの基金事業を実施します。

１ 社会福祉事業団活性化基金事業

職員の資質・能力の向上その他の事業に充てて事業団の活性化を図るため、本事業団が直接遺贈を受けた現金等を基金として積み立て、その運用益等により、職員の研修等を実施しています。

令和７年度は、通信教育講座受講奨励事業や自発的研究活動奨励・援助事業等の研修事業のほか、ＩＴ機器の借上げなどの事業を実施します。

２ 心身障害者福祉基金（尾崎基金）事業

心身障害者の福祉の向上を図るため、広島市が尾崎シズ子氏から受けた寄付をもとに出資した基金及びその運用益等により、心身障害者の自立と社会参加の促進に資する事業を実施しています。

令和７年度は、心身障害者福祉センタースポーツ・文化活動事業や視覚ボランティア養成講座開催事業、中央図書館視覚障害者用図書提供事業などの事業を実施します。

表２２ 基金の概要

区 分		社会福祉事業団活性化基金	心身障害者福祉基金（尾崎基金）
基金設置日		平成１２年４月１日	平成４年４月１日
令和６年度 当初基金額		３億５，４９４万７，４１９円	２億６，１７６万２，８４４円
基金運用方法		１ 投資有価証券 (1) 広島市債 １億円 期間：令和元年８月２１日～ 令和２１年８月１９日（２０年） 利率：０．２％ (2) 千葉県債 １億円 期間：令和４年９月２２日～ 令和１４年９月２４日（１０年） 利率：０．３７４％ (3) 長崎県債 １億円 期間：令和４年９月３０日～ 令和１４年６月１８日（１０年） 利率：０．３６４％ ２ 普通預金	１ 投資有価証券 (1) 広島県債 ２億円 期間：令和４年９月１６日～ 令和１４年９月１６日（１０年） 利率：０．３７４％ (2) 大阪府債 ５千万円 期間：令和４年１０月５日～ 令和１４年９月２９日（１０年） 利率：０．４００％ ２ 普通預金
基金運用益 取崩額 (事業繰入額)	令和６年度 予算	８，３６５千円	２，８１０千円
	令和７年度 予算	８，３９７千円	２，８５２千円
	増減	３２千円	４２千円
令和７年度実施事業		・通信教育講座受講奨励事業 ・自発的研究活動奨励・援助事業等の研修事業 ・ＩＴ機器借上げ など	・心身障害者福祉センタースポーツ・文化活動事業 ・視覚ボランティア養成講座開催事業 ・中央図書館視覚障害者用図書提供事業 ・視覚障害者情報センターまつり助成事業 ・障害者就労支援施設等機能強化推進事業 など

V 令和7年度の人員体制

1 光町こども療育センター

【増員等】計10人

- ・ 心理療法士 1人（地域支援室）＜診療体制の強化＞
- ・ 指導員 1人（地域支援室）＜派遣職員ポストのプロパー化＞
- ・ 薬剤師 1名（薬剤科）＜診療体制の強化＞
- ・ 保育士 1人、作業療法士 1人、心理療法士 1人（育成園）＜発達障害児対応クラスの開設＞
- ・ 保育士 2人（育成園）＜療育体制の強化：非常勤ポストの常勤職員化＞
- ・ 保育士 1人（二葉園）＜療育体制の強化：非常勤ポストの常勤職員化＞
- ・ 一般事務【派遣】 1人（愛育園）＜障害児等受入支援業務に係る執行体制の強化＞

【減員等】計4人

- ・ 一般事務【派遣】 1人（地域支援室）＜派遣職員ポストのプロパー化＞
- ・ 嘱託保育士 2人（育成園）
＜療育体制の強化：非常勤ポストの常勤職員化に伴い正規保育士 2人に振替＞
- ・ 嘱託保育士 1人（二葉園）
＜療育体制の強化：非常勤ポストの常勤職員化に伴い正規保育士 1人に振替＞

※ 定年前再雇用短時間勤務職員等 3名（保育士 1人、理学療法士 1人、栄養士 1人）

2 北部こども療育センター

【増員等】計2人

- ・ 保育士 1人（くすのき園）＜療育体制の強化：非常勤ポストの常勤職員化＞
- ・ 保育士 1人（わかば園）＜療育体制の強化＞

【減員等】計4人

- ・ 嘱託薬剤師 1人
＜診療体制の効率化に伴い非常勤ポストの常勤職員化し、光町こども療育センター薬剤科に配属＞
- ・ 嘱託保育士 2人（くすのき園）
＜療育体制の強化：非常勤ポストの常勤職員化に伴い正規保育士 1人に振替＞
- ・ 嘱託保育士 1人（わかば園）
＜療育体制の強化：非常勤ポストの常勤職員化に伴い正規保育士 1人に振替＞

3 西部こども療育センター

【増員等】計2人

- ・ 保育士 2人（なぎさ園）＜療育体制の強化：非常勤ポストの常勤職員化＞

【減員等】計3人

- ・ 嘱託保育士 3人（なぎさ園）
＜療育体制の強化：非常勤ポストの常勤職員化に伴い正規保育士 2人に振替＞

表 2 3 令和 7 年度職員定数

(単位 : 人)

区 分		医 師	看 護 師	その他医療職	心理 療法 士	言語 聴覚 士	作業 療法 士	理学 療法 士	保 健 師	栄 養 士	保 育 士	指 導 員	M S W	事務員・ 療育相談員	そ の 他	計
法人本部	正規													8	2	10
	嘱託													1		1
	小計													9	2	11
	臨時															
	計													9	2	11
センター 光町こども療育	正規	8	10	4	19	13	7	6	1	1	41	14	2	15		141
	嘱託	2	4	4	1			1		1	18		1	4		36
	小計	10	14	8	20	13	7	7	1	2	59	14	3	19		177
	臨時		3		1									※2		6
	計	10	17	8	21	13	7	7	1	2	59	14	3	21		183
センター 北部こども療育	正規	2	1	1	3	3	3	3	1	1	23	3	1	3		48
	嘱託		3								12			※3		18
	小計	2	4	1	3	3	3	3	1	1	35	3		6		66
	臨時															
	計	2	4	1	3	3	3	3	1	1	35	3	1	6		66
センター 西部こども療育	正規	3	4	1	3	3	3	4	1	1	28	5	1	3	1	61
	嘱託		1		2	1					16		1	1		22
	小計	3	5	1	5	4	3	4	1	1	44	5	2	4	1	83
	臨時														2	2
	計	3	5	1	5	4	3	4	1	1	44	5	2	4	3	85
皆 賀 園	正規		1							1		16		3		21
	嘱託	1														1
	小計	1	1							1		16		3		22
	臨時											10				10
	計	1	1							1		26		3		32
センター 心身障害者福祉	正規		1					2				22		6		31
	嘱託	1	3							1		4			2	11
	小計	1	4					2		1		26		6	2	42
	臨時											10		3		13
	計	1	4					2		1		36		9	2	55
サービスセンター 北部障害者デイ	正規											14		1		15
	嘱託	1	2												2	5
	小計	1	2									14		1	2	20
	臨時							1				6				7
	計	1	2					1				20		1	2	27
合 計	正規	13	17	6	25	19	13	15	3	4	92	74	4	39	3	327
	嘱託	5	13	4	3	1		1		2	46	4	2	9	4	94
	小計	18	30	10	28	20	13	16	3	6	138	78	6	48	7	421
	臨時		3		1			1				26		5	2	38
	計	18	33	10	29	20	13	17	3	6	138	104	6	53	9	459

注 1 令和 7 年 4 月 1 日現在の職員定数（「嘱託」には、定年前再雇用短時間勤務職員等を含む。）

注 2 職種の内訳

- ・その他医療職—薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、医療クラーク
- ・その他一常勤役員、調理員、入浴介助員

注 3 職員数には、市の併任職員（事業団の業務に従事するため事業団職員の身分を併せ持っている市職員）である医師 2 人、事務 6 人の併任を含んでいます。

注 4 表中※は、一部人材派遣会社に委託を行っている職種を示す。

